

# 飲食店等 宿泊施設 納入事業者

事業継続  
を支援！

## 緊急支援金

1事業者  
10万円!!

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、忘新年会の自粛により影響を受けた飲食店等や宿泊施設、飲食店等の納入事業者に支援金を交付します！

### ■対象者

次のいずれにも該当する事業者が対象となります。

- ①令和3年2月1日時点で事業を行っており、今後も継続して事業を行っていく意思があること
- ②市内に本店又は本社があること
- ③【飲食】飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業、運転代行業を営んでいること  
【宿泊】旅館業法の営業許可を得て宿泊業を営んでいること  
【納入】市内の飲食店等又は宿泊施設と年間を通じて取引（納品）があること
- ④令和2年12月から令和3年2月までのいずれかの月の売上げが前年同月比で20%以上減少していること
- ⑤新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じていること
- ⑥【飲食】対象業種の年間の売上げが120万円以上あること  
【宿泊・納入】事業所の年間の売上げが120万円以上あること
- ⑦令和2年1月31日までに納期限が到来した市税の滞納がないこと
- ⑧村上市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに規定する暴力団等と密接な関係を有していないこと

### ■支援金交付額

1事業者10万円（複数店舗を営んでいる場合も10万円）

### ■提出書類

- ①支援金申請書（市HPからダウンロード願います。ダウンロード出来ない場合は本庁地域経済振興課又は各支所産業建設課で配布いたします。）
- ②許可証等の写し  
【飲食】食品営業許可証（飲食店営業許可又は喫茶店営業許可）又は運転代行業認定証  
【宿泊】営業許可証（旅館業法第3条）
- ③確定申告書等の写し（直近のもの）  
法人：法人市民税確定申告書（第二十号様式）  
個人：令和2年分〔青色〕所得税青色申告決算書、〔白色〕収支内訳書
- ④対象となる月及び前年同月の売上げが分かる帳簿等（※法人事業概況説明書や所得税青色申告決算書、試算表など売上げの分かる書類）
- ⑤【納入】飲食店等又は宿泊施設と年間を通じて取引（納品）をしていることがわかる書類の写し（納品書の控えなど）
- ⑥振込先が分かる書類（通帳の写し）

## ■申請方法等

- ①申請期間 令和3年3月1日(月)～令和3年4月30日(金) (4月30日消印有効)
- ②申請方法 原則郵送による申請受付になりますが、以下窓口にて直接提出等にも対応いたします。  
なお、窓口で申請の相談を希望される方は、密を避けるため事前に下記問い合わせ先まで連絡願います。
- ③提出先 〒958-8501 村上市三之町1番1号 村上市役所地域経済振興課

## ■注意点

### ①【飲食】に関する事項

- ◆主たる業種が「飲食店」、「持ち帰り・配達飲食サービス業」又は「運転代行業」に該当する事業者が対象となりますが、複数業種を営む事業者で主たる業種とは別に飲食店等の店舗を有している事業者についても対象となります。
- ◆複数業種を営む事業者においては、対象業種の売上げが分かる書類の提出が必要となります。
- ◆飲食店等を複数店舗営んでいる場合は、合計の売上げの減少率で判断します。
- ◆小売業等を営んでおりイートインスペースを有している事業所は対象外となります。

### ②【納入】に関する事項

- ◆複数業種を営む事業者においては、事業所全体の売上げが分かる書類の提出が必要となります。
- ◆取引のある飲食店等とは日本標準産業分類の「飲食店」又は「持ち帰り・配達飲食サービス業」を営んでいる事業者で、宿泊施設とは旅館業法の営業許可を受けている宿泊施設を営んでいる事業者となります。

### ③全ての支援金に共通する事項

- ◆3つの支援金について重複して申請することはできません。複数の支援金に該当する場合でもいずれか1つの支援金のみ申請となります。
- ◆複数店舗を有している場合でも支援金は10万円となります。
- ◆感染症拡大防止対策については、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室で定めている「業種別ガイドライン」を参照願います。  
<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>
- ◆創業して間もないため前年比較が出来ない場合は、特例として以下のとおり比較することとします。
  - ・令和2年3月以降に創業した場合は、令和2年12月から令和3年2月までのいずれかひと月の売上げが創業時から令和2年11月までの月平均売上げと比較して20%以上減少していること
  - ・令和2年12月以降に創業した場合は、令和2年12月から令和3年2月までのいずれかひと月の売上げが令和3年3月の売上げと比較して20%以上減少していること

## ■問い合わせ先

- 【飲食・納入】村上市 地域経済振興課 ☎53-2111 (内線 3610・3611・3612)  
【宿泊】 村上市 観光課 ☎53-2111 (内線 3711・3712・3713)

詳しくは、村上市のホームページをご覧ください